

## 令和7年度第2回堺市地域介護サービス運営協議会議事要旨（案）

### 案件1 地域密着型サービス事業所等の指定状況について

#### ■事務局から資料1、参考資料1、参考資料2について説明

⇒意見、質問なし。

### 案件2 令和6年度地域包括支援センター事業評価について

#### ■事務局から資料2、資料3、資料4、資料5について説明

小名委員：資料5の18番は追加項目として入れたということだが、資料4の市の評価結果一覧の18番と関連しているということか。それとも、また別の項目として追加したということか。

事務局：18番の設問は今回新しく追加した項目である。認知症の取組について評価できるよう評価指標を追加した。

西尾委員：配点について確認したい。1つ目の項目を達成すれば1点、配点が3点の2つ目の項目も達成すれば合計4点になるという理解でよいか。それとも、2つ目の項目を達成できていれば、1つ目の項目も達成とみなして3点になるのか。

事務局：配点は、1つ目の項目を実施すると1点、2つ目の項目を実施すると3点、3つ目の項目まで実施すると5点となる。2つ目の項目を達成しているということは、同時に1つ目の項目も達成していると考えている。

### 案件3 令和6年度地域包括支援センター事業報告について

#### ■事務局から資料2、資料3、資料4、資料5について説明

浪花委員：「チームオレンジ」が今年新たに出てきている。堺市のホームページにも載っているが、具体的にどのようなものなのか教えてほしい。

事務局：令和7年9月から開始した事業。認知症本人を中心としたチームの活動。例えば、認知症の本人を支援している認知症サポーターの方などをチームオレンジとして認定して地域づくりにつなげていくということを目的としている。

浪花委員：地域包括支援センターが主となって実施するのか。

事務局：地域包括支援センターや、基幹型包括支援センターの認知症地域支援推進員等が認知症の本人、サポーターの支援をいただいているので、それらと連携しながら、チームオレンジの活動を推進していく。申請等の手続きは長寿支援課が窓口となる。

浪花委員：ぬくもりカフェ（認知症カフェ）がもともとあったと思うが、それとチームオレンジは何が違うのか。

事務局：認知症カフェに対しチームオレンジは、活動の幅が広く、一部は重なる取り組みであると

考えている。認知症カフェは、必ずしも当事者が参加していない場合もあるが、チームオレンジは認知症のご本人を中心とした支援が基本となる。そのため、認知症カフェの場においても、できればご家族だけが参加するのではなく、認知症ご本人の思い、例えば「どのような活動をしたいのか」「どのような場があるとよいか」を伺う機会として活動していただけることが望ましいと考えている。チームオレンジの活動を通じて、ご本人を中心とした支援の輪を広げていきたいと考えている。

**杉原委員：**チームオレンジに関して登録の基準というものがあるのか。登録に向けた支援という説明があったが、例えば、どのグループであっても「登録します」と言えば登録されるのか、それとも何らかの基準があるのか。また、先ほどの説明では認知症のご本人が中心という話があったが、その点も含めて教えていただきたい。

**事務局：**登録の要件はいくつかあり、例えば定期的に取り組みを開催しているかどうか、また、チームオレンジは認知症のご本人を中心とした活動が基本となるため、今後ご本人が参加する予定のあるチームであるかどうかも要件としている。

#### 案件4 地域包括支援センター選定部会の報告について

##### ■事務局から資料7、資料8、資料9について説明

**西尾委員：**募集要項を全体的に確認したところ、今回新たに「地域相談窓口の運営」が追加されているが、この部分の説明が十分ではないと感じた。新規事業であるため、本来であればこれまでの要件とは分けて、より分かりやすく提示する必要があるのではないかと思う。現在の文章からは、地域相談窓口の運営を含んだ要件なのか、それとも含まない要件なのか読み取りにくく、初めて読む人にとっては判断しづらい。地域相談窓口が要件として一体になっているのか、別になっているのか、また、地域相談窓口がいつ開設される予定なのかといった点についても説明が不足している。新たに追加された部分については、別紙で詳細を分けて示すなど、より分かりやすい示し方が必要ではないかと感じた。

**事務局：**ご指摘のとおり、現行の記載では分かりにくい部分があると思うので、地域包括支援センター（本センター）と地域相談窓口の記載を分けるなど、より分かりやすい表現となるように記載方法を検討していきたい。

**西尾委員：**募集要項の5ページ目の人員配置について、地域相談窓口の人員配置について記載があるが、これは各拠点ごとに専属で配置するという理解でよいのか。それとも、所定の人数を確保していれば、例えば月曜日はAの事業所、火曜日はBの事業所といった体制をとることが可能なのか。Aの事業所に配置された職員はAでのみ勤務する必要があるのか、そのあたりの考え方について教えていただきたい。

**事務局：**現時点では基本的に各事業所に「常勤」として配置する形を想定しているが、従事する拠点を固定しない、職員が本センターと地域相談窓口をローテーションする、といった柔軟な運用についても、ご意見を踏まえて検討していきたい。

**西尾委員：**人員配置について、2人体制の事業所の場合、土日や夜間に出勤が発生すると、1人体制となる場面が生じる可能性がある。しかし、1人体制での運営は非常に難しく、実務上支障をきたすことが懸念される。そのため、臨時的な対応を可能とするなど、柔軟な配置が認められるような仕組みについても検討していただきたい。

**西尾委員：**募集要項7ページ目の「設備等」の項目でパソコンについては触れられているが、コピー機などの設備についてはどのような扱いになるのか。パソコンのみが対象なのか、コピー機等の備品は事業所負担となるのか確認したい。

**事務局：**市から無償貸与するものとしては、業務支援システム用のパソコンを想定しており、パソコンのみを無償対応とする考えである。コピー機については、現在も各法人が保有するものを使用いただいていることから、引き続き事業所側で用意していただきたいと考えている。

**浪花委員：**地域相談窓口について、配置人数は1名でもよいという考えか。また、それはどこに記載されているか。

**事務局：**地域相談窓口については、2名を配置して運営する考えであり、募集要項3ページの「(表1) 募集枠及び職員数」の右欄に、地域相談窓口を設置する場合の最少人数として2名と記載している。

**小名委員：**案件3の市の評価項目に話が戻るが、公募の選定基準に「重層的支援体制整備事業の状況を踏まえ、高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の関係機関との連携の視点が明記されているか」という項目があり、これは非常に重要な視点であることから、今後評価項目として位置づけられていくべきと考える。今後の検討をお願いしたい。

**事務局：**ご指摘の通り重層的支援体制整備事業の視点も重要と考える。本日の資料は、令和8年度の市の評価項目の案段階のものであることから、この後、武田会長と調整のうえ、令和8年度の評価項目に反映できるよう検討を進めたいと考えている。このような形で進めてもよいか伺いたい。

⇒一同同意

**武田会長：**それでは、令和8年度の市の評価項目については、小名委員のご意見を踏まえ、私と事務局で調整のうえ反映していくこととする。

**山本委員：**地域相談窓口が新たに設置されることについて、できるだけ多様なところから応募があることを期待している。一方で、先の選定部会でも意見を述べたが、限られた期間の中で新たな設置場所を確保することが本当に可能なのか懸念している。新しい場所を確保するにあたって、この短い期間で対応することが現実的に可能なかどうか、西尾委員に伺いたい。

**西尾委員：**設置場所の確保については、地域によって大きく状況が異なる。市街化調整区域が多い圏域もあれば、市街化区域で商店等が多く、選択肢が多い地域もある。一方で、中学校区の中に商店が極めて少ない地域もあり、そのような地域では設置場所の確保は非常に難しい。圏域によって空きを見つけやすいところとそうでないところが明確に分かれるため、どの法人が場所を確保しやすいか、あるいは難しいかといった点は、現時点では判断が難しいと感じている。また、小規模な事業所を複数抱えている法人であれば、自法人のスペースに設置するという選択肢も考えられる。ただし、設置場所の確保は採点項目にも含まれており、すぐに確保する必要がないのであれば、一定程度準備を整えた上で応募されることになるのではないかと考えている。

**事務局**：確かに、限られた時間の中で応募を検討する事業者にとっては、設置場所の確保など、様々な物件を検討する必要があると認識している。一方で、応募書類については、必ずしも応募時点で場所を確保している必要はなく、予定の状態でも提案できるようにしている。そのため、事業者には前向きに検討していただきたいと考えている。ご意見から地域によって事情が異なるという点は認識した。

**武田会長**：本案件については、皆さまからいただいたご意見として、1つ目は、新たに設置される地域相談窓口の詳細について、地域包括支援センターと分けて記載した方が分かりやすいのではないかという点、2つ目は、柔軟な職員配置、具体的にはローテーションが可能となるような運用を検討してほしいという点、この2点をお預かりしたものと認識している。いただいたご意見については、私と事務局とで調整のうえ、進めさせていただきたいと考えている。特に追加のご意見がなければ、そのように進めてよいか。

⇒一同同意

**武田会長**：それでは、頂いたご意見を踏まえ、私と事務局で調整のうえ反映していくこととする。

## 案件5 住民主体型訪問サービスの実施について

### ■事務局から資料10について説明

**浪花委員**：なぜこのような仕組みを作ることになったのか、経緯を教えてください。

**事務局**：サービス・活動事業は、介護予防・日常生活支援総合事業の中で実施しているものであるが、令和5年度に厚生労働省において、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会が開催され、地域のつながりづくりといった観点からも、ボランティアグループなどの住民主体によるサービスを充実させていく必要がある、といった見解が示されたことから、本市においても実施を検討してきたもの。

**浪花委員**：今回の事業は、要支援認定を受けている方で単位数が足りない方の場合を想定しているのか。もし、経済的に余裕がある方であれば、シルバー人材センターに依頼するなど自分で手配することも可能である。一方で、ボランティア団体のサービスを利用するとなっても、見ず知らずの団体に依頼するのは、利用者としては不安を感じる点もあるのではないか。

**事務局**：全国的に介護人材不足が深刻化している中、地域によっては既に介護事業所が不足しているところもある。堺市は比較的都市部であり介護事業所数もまだ維持されている状態にあるが、堺市においても介護の担い手を幅広く確保していくため、生活援助サービス従事者研修の実施や、こうした住民主体型サービスなどの取組を通じて、多様な形で担い手を増やす取組を行う必要がある。なお、住民主体型訪問サービスは、地域のつながりの醸成にも資するものであると考えている。

**浪花委員**：介護事業所が減少していくということに関しては、給与面やケアマネジャーの業務面など、専門職の待遇の問題も大きく影響しているのではないかと感じている。まずは、専門職の方々に寄り添った考え方が必要であり、専門職がより幅広く、余裕をもって活動できるように支援していくことが本来重要なのではないかと思う。

**事務局**：専門職の支援の必要性については、市も同様の認識を持っている。介護報酬自体は国が決定するものであり、堺市が独自に設定することはできないが、人材確保や制度の安定的な

維持につながるよう、国に対して必要な要望も行っている。まずは専門職の皆さまへの支援にできる限り取り組みつつ、国が制度として進めている「多様な担い手」の確保という方向性についても、市として取り組んでいきたいと考えている。

**杉原委員：**要支援1・2のご本人の立場から考えると、外出時の移動支援が重要であると感じている。移動に困難がある方に対し、地域住民が支援してくれることは非常にありがたいが、支援に関わる方に対する研修についてどのように考えているのか伺いたい。具体的には、ご本人に関わる際の心構えや、尊厳の保持といった理念的な内容、また、認知症の方の対応もあると想定されるため、認知症サポーター養成講座の受講が必須なのかなど、支援に関わる方の人材育成の仕組みが必要になるのではないかと考える。この点についてどう考えているか。

**事務局：**活動者の資格要件は設けていないが、杉原委員から指摘のあった介護に従事する際の心構えや、老化に関する基礎的な理解といった内容については、堺市が実施する「生活援助サービス従事者研修」の中に含まれていることから、資格を持たない方が活動に関わる場合には、市の研修の受講を推奨していきたいと考えている。

**杉原委員：**定期的実施されている研修の受講を推奨していくという理解で良いか。また、実際にどのような方が支援に関わることになるのかは、現時点では把握しきれないということか。

**事務局：**活動団体が申請を行う際には、提供予定のサービス内容について確認を行い、活動内容に資する経験や資格の有無についても確認する。資格の無い方が活動に関わる場合には、生活援助サービス従事者研修などを案内し、受講を推奨していきたい。

**杉原委員：**移動支援について申し上げたが、移動にはリスクが伴う。また、人と関わる姿勢として、「高齢者だからこうだ」と決めつけるような関わり方は避けるべきである。そのような関わりは、ご本人にとってマイナスになる可能性もあるため、活動に関わる方には、適切な心構えを身につけるための研修をしっかりと受講していただきたい。

**西尾委員：**厚生労働省は総合事業においてトップダウン型サービスとボトムアップ型サービスの両方を示しているが、本事業はどちらかという地域で行われている活動を支援する「ボトムアップ型」の側面が強いサービスで、全国的に取組が進んでいない中、堺市が制度化を進めているものと理解している。一方で、専門職ではない方も関わることになるため、サービス提供のあり方や、サービスの評価を堺市がどのようにコントロールしていくのか、関心があるのと同時に不安も感じている。具体的には、どのような方を対象にサービスを提供するのかについて、一定の整理をしておかないと運用が難しくなるのではないだろうか。顔なじみの関係性の中でサービスを提供していくのが、このサービスの本来像なのだろうが、例えば、事業として請け負って、特定の場所に集合型でサービスを提供するといったこともできるのではないか。また、利用者への費用請求の方法やその場合の補助金の扱いなど金銭面の整理に加え、提供されたサービス内容を後から堺市がどのように評価するのかについても、あわせて示した上で事業を進めないと、運用が無秩序な状態になりかねないと懸念している。専門職ではない一般の方が、知識がないことにより意図せず不適切な対応を行ってしまう可能性もあるため、そのようなことを防ぐためのガイドラインを整備してから運用することが望ましいのではないか。

**事務局：**住民主体型の訪問サービスは、基本的に「生活援助」に位置づけられるものである。これまで地域の助け合いや互助活動として行われてきた取組を、市が支援する仕組みを整えよ

うとするものであり、介護保険で行っている身体介護のようなサービスを担っていただくものではない。また、生活援助に該当するような支援に加え、介護保険では対象外となる日常的な手伝い、ペットの散歩など、これまで地域の助け合いで対応してきた内容を含んでいる。そのため、利用者に対しては、本サービスが介護保険の身体介護の代替となるものではないことについて誤解のないよう、丁寧に説明していく必要があると、いただいた意見を踏まえて感じている。

**西尾委員：**住民主体型という言葉から想起されるイメージと、今回の事業内容にはギャップがあるように感じる。そのため、具体例を示すなどして、利用者や地域の方が理解しやすい入り口を用意しておく方が良いのではないかと思う。

**宮奥委員：**必須項目に「薬の受け取り」があるが、薬剤師として私たちが患者宅を訪問して居宅療養管理指導を行う際には、薬の受け渡しについて「誰が・どのように渡し・現在どういう状況にあるのか」を毎回記録として残すことが義務づけられている。そのため、住民主体の活動として薬の受け取りを行う場合、どこまで対応してよいのか、範囲を明確に定めていただきたいと考える。

**事務局：**ご指摘の点は重要な視点であると考えている。いただいた意見を踏まえ、検討したい。

**山本委員：**本事業について、開始時期はいつ頃を想定しているのか。次に、地域包括支援センターが今後、事業の調整を担っていくことになると思うが、来年度の仕様書にも反映が必要なのか、その点について確認したい。また、補助対象者が「地域で活動するボランティアグループ」となっているが、社会福祉協議会としては校区福祉委員会などが該当するのではないかと考える。こうした地域の団体に対し広く周知する必要があると考えるが、本事業について説明を行う予定があるのかどうか教えていただきたい。

**事務局：**まず1点目の開始時期については、現在要綱の制定手続きを進めており、年度内に開始したいと考えている。2点目の仕様書への反映についてであるが、今回の内容は介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業のメニューが1つ追加される形となるため、元々地域包括支援センターが実施している介護予防ケアマネジメントの業務や利用者のサービス調整の中にも含まれるものである。したがって、仕様書に別途新しい項目を設けることは想定していない。3点目の周知については、本事業はスモールスタートになると考えている。校区福祉委員会に限らず、地域で活動を検討している方に情報が届くよう、広く周知できる形を検討していきたい。

**小名委員：**4ページの「サービスの流れ」について、先ほどの説明の中で「地域包括支援センター等に連絡」や「地域包括支援センター等が聞き取る」といった記載があったが、この「等」には担当ケアマネジャーも含まれるという理解でよいか。担当ケアマネジャーがついている場合、地域包括支援センターを必ずしも介さず、担当ケアマネジャーがこの流れに沿って対応するという想定でよいのかを確認したい。

**事務局：**担当ケアマネジャーがついている場合は、担当ケアマネジャーが流れに沿って対応することを想定している。ただし、利用者が直接団体に利用希望を伝えた場合には、どのケアマネジャーが担当か把握できない可能性があるため、資料上はまず「地域包括支援センターに連絡」と記載している。

**武田会長：**本日の議論では、大きく3点の指摘があったと受け止めている。1点目は、サービス提供

に関わる人の「質」に関するもの、2点目は、サービスを管理していく上での考え方や体制に関するもの、3点目は、薬の受け取りに関する点である。これらに加え、それぞれに関連する意見もいただいた。これらの点を踏まえ、今後事務局において検討を進め、本事業の進め方に反映してもらいたい形になると考えているが、そのような進め方でよいか。

⇒一同同意